

# 茅ヶ崎市ラブホテル規制条例

平成4年7月1日

条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、ホテル等の建築に関し必要な事項を定めて、ラブホテルの規制を行い、住宅地の良好な生活環境と青少年の健全な育成のための教育環境を保全するとともに、本市の都市像である自然と人がふれあう心豊かな快適都市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ホテル等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項及び第3項に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の用に供する施設をいう。

(2) ラブホテル 複数の客の宿泊（休憩を含む。以下同じ。）の用に供する客室を備えたホテル等のうち、次のアからツまでに定める各基準に適合しない部分を有するものをいう。

ア 客の使用する自動車車庫及び駐車場（以下「車庫等」という。）は、次の（ア）又は（イ）に該当する構造としないこと。

（ア） その客の宿泊に供される客室に接続する構造

（イ） その客の宿泊に供される客室に近接して設けられ、当該客室の出入口が当該車庫等に面して設けられる構造

イ 玄関（主として客の出入りに供する出入口をいう。）の扉の材質は、透視可能なものとする。

ウ 床面積が別表第1において収容人員の区分ごとに定める数値以上のロビーを設けること。

エ ロビーに面する部分の外壁（柱、はり及び構造壁を除く。）は、当該部分の面積の2分の1以上を透視可能な構造とすること。

オ 宿泊者名簿の記載並びに宿泊料金及び客室のかぎの授受を行うためのカウンターをロビーに面して設けることとし、当該カウンターの高さ、長さ及び幅は、次によること。

高さ 1.0メートル以上 1.2メートル以下

長さ 1.2メートル以上

幅 0.4メートル以上

カ カウンターの最上部から天井（下がり壁又はこれに類するもの（以下「下がり壁等」という。）がある場合は、当該下がり壁等）までの距離は、1.2メートル以上とし、当該部分にガラス又はカーテン等の遮へい物を設けないこと。

キ 床面積が別表第1において収容人員の区分ごとに定める数値以上の食堂又はレストラン（ちゅう房施設を備えたものをいい、以下「食堂等」という。）を設けること。

ク 床面積が別表第1において収容人員の区分ごとに定める数値以上の会議室、集会室、大広間又はこれらに類する施設（以下「会議室等」という。）を設けること。

ケ ダブルサイズのベッド（その幅が1.3メートル以上のものをいう。）を備えた客室（2人用客室に限る。）の数は、客室総数の2分の1以下とすること。

コ 動力により振動し又は回転するベッド、横臥<sup>おうが</sup>している人の姿態を映すための鏡（以下「特定用途鏡」という。）で面積が1平方メートル以上のもの又2以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が1平方メートル以上のもの（天井、壁、仕切り、ついでにその他これらに類するもの又はベッドに取り付けてあるものに限る。）その他専ら異性を同伴する客の性的好奇心に応ずるための設備を備えた客室としないこと。

サ 客室は、その客の使用する車庫等と当該客室との通路に主として用いられる廊下、階段その他の施設（当該施設の内部が外部から容易に見通すことができるものを除く。）に通ずる出入口を有しないこと。

シ ロビー、食堂等又は会議室等が存する階ごとに男子用・女子用の区別ある共用便所を設けること。

ス 建築物の屋根及び外壁並びに敷地内に設ける工作物（看板を除く。）の色彩は、白色、灰色、茶色又はこれらに類似したものとすること。

セ 建築物及びその敷地内に設ける工作物（看板を除く。以下「建築物等」という。）は、電球その他の発光物によって装飾（建築物等に向けて光を当てることにより、当該建築物等を照らし出すことを含む。）しないこと。

ソ 道路に面する部分の敷地の垣は、生け垣又は樹木を用いたもの（以下「生け垣等」という。）とすること（当該生け垣等の下部には、石材その他これに類する材料を用いた高さ1.0メートル以下の塀又は土止めその他これらに類する工作物を設けることができる。）。ただし、市長が、風害又は塩害が著しい等の事情により、生け垣等の設置が困難であると認め、かつ、これに代えて設ける垣の高さが1.5メートル

ル以下のものであるときは、この限りでない。

タ ホテル等の敷地への車の出入口には、道路から敷地内への見通しを妨げるものを設けないこと。

チ 看板の色彩は、白色、青色又は緑色を基調とすることとし、ネオンサインその他光が順次又は一斉に点滅する方式（看板に電球又は蛍光灯を内蔵して発光させる方式のもの又は看板に向けて光を当てることにより当該看板を照らし出す方式のものを除く。）のものとしなないこと。

ツ 屋外照明灯の色彩は、無色とすること。

(3) 建築 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号から第15号までに規定する建築、大規模の修繕、大規模の模様替又は同法第87条第1項に規定する用途変更をいう。

（平30条例26・一部改正）

（規制区域）

第3条 次の各号に規定する地域及び区域（以下「規制区域」という。）内においては、ラブホテルを建築してはならない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

(2) 前号に規定する地域以外の地域のうち、前号に規定する地域との境界から50メートル以内の区域及び別表第2に掲げる施設の敷地の周囲100メートル以内の区域

（平8条例11・一部改正）

（届出等）

第4条 規制区域内においてホテル等を建築しようとする者は、次に掲げる行為を行う前に、市長に届出書を提出しなければならない。

(1) 都市計画法第29条第1項の規定による開発行為の許可申請

(2) 建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請

2 市長は、前項の規定による届出書の提出があったときは、届出に係る計画がラブホテルに該当するか否かを判定し、その結果を当該届出者に通知しなければならない。

3 市長は、前項の規定による通知をしようとする場合においては、あらかじめ茅ヶ崎市ホテル等建築審議会に諮問し、その意見を聴かななければならない。

（平9条例2・平10条例45・平13条例14・一部改正）

（計画の公開）

第5条 規制区域内においてホテル等を建築しようとする者は、前条の規定による届出後

速やかに、当該建築計画の概要を記載した標識を当該建築物の敷地内で公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

(勧告及び要請)

第6条 市長は、第3条に規定する規制区域外においてホテル等を建築する者に対し、周辺の環境との調和を図るために必要な勧告を行うことができる。

2 市長は、第4条第1項の規定による届出をした者に対し、周辺の環境との調和を図るために、計画の変更を要請することができる。

3 市長は、前2項の規定による勧告又は要請をしようとするときは、茅ヶ崎市ホテル等建築審議会に諮問し、その意見を聴くことができる。

(平9条例2・平10条例45・一部改正)

(違反者に対する措置)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、工事の施工の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) 第3条の規定に違反する者

(2) 第4条第1項の規定による届出をせずにホテル等を建築する者

(平9条例2・一部改正)

(聴聞の方法の特例)

第8条 市長は、前条の規定による命令をしようとするときは、茅ヶ崎市行政手続条例(平成9年茅ヶ崎市条例第2号)第12条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項の聴聞の期日における審理は、当該聴聞の当事者から請求があったときは、公開により行わなければならない。

3 第1項の聴聞の主宰者は、当該聴聞の期日における証人の出席について、当該聴聞の当事者から請求があったときは、これを認めなければならない。

(平9条例2・追加)

(立入調査)

第9条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に建築中若しくは建築後の建築物又はその敷地に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により、立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを関係人に提示しなければならない。

(平9条例2・旧第8条繰下)

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平9条例2・旧第10条繰下、平10条例45・旧第11条繰上)

(罰則)

第11条 第7条の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は100,000円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、20,000円以下の罰金に処する。

(1) 第4条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第9条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前2項の罰金刑を科する。

(平9条例2・旧第11条繰下・一部改正、平10条例45・旧第12条繰上・一部改正、令6条例34・一部改正)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、施行日以後のホテル等の建築（施行日前において、建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書を受理しているもの（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）又は旅館業を目的とした建築の規制に関する条例（昭和46年茅ヶ崎市条例第26号）第2条の規定による市長の同意を得ているものを除く。）について適用する。

(旅館業を目的とした建築の規制に関する条例の廃止)

2 旅館業を目的とした建築の規制に関する条例は、廃止する。

(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則（平成8年条例第11号）

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成8年規則第20号で平成8年5月10日から施行)

附 則（平成9年条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第45号）抄

1 この条例は、平成11年1月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第14号）抄

この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）の施行の日から施行する。

附 則（平成18年条例第38号）抄

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第42号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行の日＝平成19年12月26日）

附 則（平成30年条例第26号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年条例第31号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年条例第34号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

別表第1（第2条関係）

収容人員区分	床面積		
	ロビー	食堂等	会議室等
30人以下	30平方メートル	30平方メートル	30平方メートル
31人以上50人以下	40平方メートル	40平方メートル	40平方メートル
51人以上100人以下	客室の収容人員に1平方メートルを乗じて得た数値	客室の収容人員に1平方メートルを乗じて得た数値	客室の収容人員に1平方メートルを乗じて得た数値
101人以上	101平方メートル	101平方メートル	101平方メートル

別表第2（第3条関係）

（平10条例45・平18条例38・平19条例42・令4条例31・一部改正）

- |    |   |
|----|---|
| 1  | 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校 |
| 2  | 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設                            |
| 3  | 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館                                 |
| 4  | 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館                                |
| 5  | 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設      |
| 6  | 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園                               |
| 7  | 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所                 |
| 8  | 茅ヶ崎市民文化会館条例（昭和55年茅ヶ崎市条例第1号）第2条に規定する茅ヶ崎市民文化会館                    |
| 9  | 茅ヶ崎市地域集会施設条例（平成10年茅ヶ崎市条例第3号）第2条に規定する茅ヶ崎市地域集会施設                  |
| 10 | 茅ヶ崎市青少年会館条例（昭和59年茅ヶ崎市条例第5号）第2条に規定する茅ヶ崎市青少年会館                    |
| 11 | 茅ヶ崎市子どもの家条例（昭和63年茅ヶ崎市条例第3号）第2条に規定する茅ヶ崎市子どもの家                    |
| 12 | 茅ヶ崎市体育館条例（平成元年茅ヶ崎市条例第4号）第2条に規定する茅ヶ崎市体育館                         |
| 13 | 茅ヶ崎市屋内温水プール条例（昭和56年茅ヶ崎市条例第1号）第2条に規定する茅ヶ崎市屋内温水プール                |
| 14 | 茅ヶ崎市が設置するスポーツ広場   |